

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで手続承継前請求人Aに対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡妻である手続承継前請求人Aは、平成○年○月○日、B会社（以下「会社」という。）に雇用され、C所在の会社D店（以下「事業場」という。）において惣菜製造等の業務に従事していた。
- 2 Aによると、平成○年○月ないし○月、事業場において上司に暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）という。Aは、同年○月○日、E医院に受診し、「右根性坐骨神経痛」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、Aが本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 Aは、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 Aは、その後の平成○年○月○日に死亡したため、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第17条の規定により、Aの承継人である請求人F（Aの夫）において、平成○年○月○日に再審査請求を受継したものである。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

Aに発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

Aは、本件災害により本件疾病を発症したと主張していた。しかし、決定書理由に説示のとおり、Gが本件災害の発生を否定しているところ、目撃者の存在などの本件災害を裏付ける客観的かつ的確な証拠はないこと、本件災害の発生日についてのAの申述内容は幾度となく変転していること、Aが本件災害の発生日に作成したとするメモの内容は不自然であり、その提出時期についての発言にも矛盾があること、AがE医院を受診したのは、本件災害の発生日が平成〇年〇月ないし〇月のいずれであるとしても、その発生日から相当期間経過した同年〇月〇日であることなどの事実を照らすと、本件災害発生的事实を確認することはできず、Aが本件災害により本件疾病を発症したと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。